

臨時休業および春季休業中の生活について

愛知県立新城東高等学校作手校舎

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため政府の要請を受け、愛知県教育委員会が3月2日から春休みまで臨時休業を決定したので、本校舎でも3月2日～19日までを臨時休業、3月20日～4月6日(月)までを春季休業とすることになりました。1カ月の長期にわたり学校から離れて生活する期間となるため、感染拡大を防ぐため不要な外出を避け、新学期を迎えられるよう、各家庭の中で規則正しい生活を送り、本校の指導方針を十分にご理解していただき、ご協力をお願いします。

また、県教育委員会の通知などにより、最近増加した様々な問題行動の早期発見・早期指導に心がけ、逸脱行為の防止にも努めております。そのため特に次の点にご注意をお願いします。(枠内は、生徒向け注意事項です。)

* 新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業について

- 1 3月2日～19日までは学校は臨時休業、部活動禁止とします。生徒はアルバイトを含め不要・不急な外出を控え、感染を防ぐための予防を行ってください。
- 2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合、また感染者の濃厚接触者に特定された場合、すぐに学校へ報告してください。

* 春季休業の生活について

- 1 モラル・マナー(特に、公共交通機関車内や自転車運転中)の向上に努め、生命を大切に生活する生活を心がけるようにご指導ください。
- 2 携帯電話の「出会い系サイト」や「サイバー犯罪」などの事件に巻き込まれないようにご指導ください。
- 3 インターネットWebページや電子メールによるプライバシーの侵害や、他人に対する中傷など人権の侵害、個人情報の漏洩が生じないようご注意ください。
- 4 いじめの根絶を目指しています。お金の使い方が荒くなったり、財布から現金がなくなったり、アザを作って帰宅したなどの不審な様子に注意していただくとともに、お気付きの点は校舎までお知らせください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 整理整頓をし、新学期の準備を行う。2 学習は計画的に、怠りなく続ける。<ol style="list-style-type: none">(1) 目標を決め、実現可能な計画を立て、確実にやり通す。(2) 3学期の学習事項を整理し復習するとともに、新学期に向けての予習を行う。(3) 自主的に学習する習慣や読書の習慣を身につける。3 規則正しい規律ある生活を送り、心身の健康の向上に努める。<ol style="list-style-type: none">(1) 部活動に積極的に参加する。(2) 家事の手伝いを進んで行う。(3) 社会の一員として規範意識を高め、“作手校舎の生徒”として、次の行為を決して、してはならない。<ol style="list-style-type: none">ア 法で規制されている危険な物の所持・携帯イ 乗物盗・万引きなどの窃盗ウ 飲酒・喫煙エ いじめ、恐喝、暴力行為オ 交通非行(無免許運転・暴走・同乗等)<ol style="list-style-type: none">(ア) 無断免許取得や無免許運転をしてはならない。(イ) 保護者または、それに準ずる者以外の車に同乗してはならない。(ウ) オートバイ通学許可者も通学以外に使用してはならない。 |
|---|

- カ 薬物乱用（覚せい剤・シンナー等の使用）
 - キ 性非行（不純異性交遊・出会い系喫茶などへの入店）
 - ク 夜遊び・深夜徘徊・友人宅の外泊・家出
 - ケ パチンコ店・マージャン店などの遊興施設への立ち入り
 - コ その他、法に触れる行為や反道徳的行為
- (4) 服装・頭髪など、身だしなみを常に整える。
- ア パーマ・染毛・脱色や、奇抜な頭髪（ツープロック）等にしない。
- ※必ず始業式までに学校生活に相応しい格好にしてください。**
- イ マニキュアをつけたり、化粧などをしない。
 - ウ 指輪・ピアス・ネックレスなどの装身具を付けない。
 - エ その他、高校生としての品位を保つ。
- (5) 外出に際しては、身なりを整え、高校生としての自覚ある行動をとること。また家庭に用件・行き先・帰宅予定時間を告げ、常に所在場所を明確にしておく。
- (6) Webやインターネット上での個人情報流出や人権の侵害に気をつける。
- 4 安全に留意し、生命を大切にす。**
- (1) 春季休業期間中は車の通行が多くなります。交通事故等に十分注意する。
- (2) 「四ない運動（免許を取らない・車に乗らない・車を買わない・車に乗せてもらわない）」を徹底して守る。
- (3) つきまといなどの行為に対しては、保護者・学校に相談して、事故等の発生を未然に防ぐ。
- (4) 夜間のひとり歩きは、犯罪に巻き込まれる可能性があるため、極力しない。
- (5) 夜更かしをしないで、早寝早起きを心がける。
- (6) 治療勧告のあった者は、治療を完了する。
- 5 校則で定められている「各種願・届」の提出を必ず行う。**
- (1) 泊を伴う旅行などは、「旅行届」を提出して承認を得る。なお、次の事項に該当する場合は承認しない。
- ア 計画性に乏しい場合
 - イ 危険性が高い場合
 - ウ 非行に結びつきやすいと判断される場合
 - エ 学習指導・生活指導上問題があると判断される場合
 - オ 本人の将来に悪影響を及ぼすと判断される場合。
- (2) アルバイトは生命の危険や非行のきっかけになるなど、多くの問題点があり原則としてやらないことが望ましい。ただし、経済的な理由など、やむをえずアルバイトに従事する場合は、「アルバイト届」を提出する。
- なお、次の学校生活に著しい影響があるものについては、保護者と相談の上、中止させる。
- ア 接客業・酒類販売に従事する場合
 - イ 非行に結びつきやすいなど、環境のよくない職場に従事する場合
 - ウ 危険性の高い仕事
 - エ 深夜にわたる仕事や宿泊を要する仕事
 - オ その他、高校生として好ましくない職場や仕事（JKビジネス関係等）
 - カ 従事する期日が休業期間の2/3を越える場合
- 6 事故にあたり、相談などのある場合には、学校に速やかに連絡する。**
- ※土曜日・日曜日・祝日及び夜間は、学校には連絡がとれません。**

*** 3月2日～19日までの臨時休業中は、家庭学習となります。遊びに行くことや保護者不在の旅行等の不要な外出を避け、新学期の準備や春季休業課題を家庭で進めるようにしてください。**